

監査公表第14号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年12月18日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 中 西 宏 彰

第1 監査種別

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

新城市いきいきライフの館の指定管理者
公益社団法人新城市シルバー人材センター
所管部課
健康福祉部高齢者支援課

第3 監査に当たった監査委員

原 義弘 中西宏彰（ただし令和5年11月16日までは山口洋一）

第4 監査の期間

令和5年11月8日～令和5年12月4日

第5 監査の方法

公益社団法人新城市シルバー人材センターの新城市いきいきライフの館の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿などについて調査・確認を行った。また事業実施場所での現地査察を行い、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうかを主眼において監査を実施した。

所管部課に対しては、公の施設の指定管理に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第6 監査の結果等

1 監査対象団体の概要

公益社団法人新城市シルバー人材センターは、定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立されて

いる。

(1) 役員数等（令和5年10月1日現在）

会長1名、副会長1名、理事12名、監事2名

(2) 事務局体制（令和5年10月1日現在）

事務局長1名、事務職員8名、臨時職員2名

(3) 主な事業

- ① 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する事業
- ② 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のための就業機会を確保するために行う新城市の公の施設の指定管理業務
- ③ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のための職業紹介事業
- ④ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のための労働者派遣事業
- ⑤ 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う事業
- ⑥ 高齢者の就業に関する調査研究及び相談を行う事業
- ⑦ 高齢者の安全かつ適正な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業
- ⑧ センターの活動等について周知を図る事業
- ⑨ その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 監査対象事業について

新城市いきいきライフの館の指定管理

指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

業務内容 ① 施設及び備品の維持管理業務に関すること

② 草刈、剪定、修繕など、緑地・トイレ等広場の維持管理に関すること

③ 施設の利用許可に関すること

④ 上記に付随する業務に関すること

指定管理料 令和4年度 4,443,228円

令和5年度 5,506,000円

3 監査の結果

指定管理事業については、関係法令及び規程等に沿って概ね適正に処理されていると認められたが、一部改善が必要と思われる取り扱いが見られた。具体的な指摘事項及び意見は次のとおりである。

監査結果に対する是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

【公益社団法人新城市シルバー人材センター】

指示事項

- 1 指定管理業務契約の決裁書類において、日付の整合性がとれていないものが見受けられたので、適正な事務執行に努められたい。

【健康福祉部高齢者支援課】

意見

- 1 初年度に基本協定書で交わされた指定管理業務の内容が、少しずつ実態に合わなくなってきているので、次回の更新時には見直しを行うようにしていただきたい。
- 2 いきいきライフの館は、これからも高齢者にとって必要とされる施設であるので、公共施設個別施設計画に沿って継続的に維持管理していただきたい。